

## 岐阜市エコ・アクションパートナー協定に関する要綱

平成19年9月21日 決裁  
平成25年2月20日 改正  
平成28年3月31日 改正  
平成31年3月27日 改正  
令和5年2月15日 改正

### (趣旨)

第1条 この要綱は、消費者及び事業者が環境に配慮し、循環型社会の構築を目指すため、容器包装廃棄物の減量の取組等環境への負荷を低減する活動（以下「エコ活動」という。）を進める事業者と岐阜市との間で締結するエコ・アクションパートナー協定（以下「協定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象事業者)

第2条 協定の締結の対象となる事業者（以下「事業者」という。）は、岐阜市内の大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗及びそのチェーン店並びにスーパーマーケット、コンビニエンスストア等の小売業者であって、次に掲げるエコ活動を2つ以上実施するものとする。

- (1) 簡易包装を推進する活動
- (2) エコ商品及び詰替商品の取扱いを推進する活動
- (3) 容器包装等の自己回収を推進する活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業者が独自で行うエコ活動

### (届出)

第3条 協定を締結しようとする事業者は、エコ・アクションパートナー協定店届出書（様式第1号。以下「協定店届出書」という。）を市長に提出するものとする。

### (協定の締結)

第4条 市長は、協定店届出書の提出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、事業者が第2条に規定する要件に該当するときは、当該事業者と別に定める協定を締結するものとする。

2 市長は、前項の規定により協定を締結した事業者（以下「締結事業者」という。）に対して、別に定めるエコ・アクションパートナー協定店表示証（以下「表示証」という。）を交付するものとする。

### (表示証の掲示等)

第5条 締結事業者は、表示証を店舗又は敷地内の見やすい場所に掲示するものとする。

2 締結事業者は、表示証を他の者に譲渡してはならない。

### (締結事業者の責務等)

第6条 締結事業者は、第2条各号に掲げるエコ活動の取組の結果を評価するものとする。

2 締結事業者は、事業経営に当たっては、消費者のライフスタイルの変革を支援し、従業員の環境教育に努めるものとする。

### (変更の届出)

第7条 締結事業者は、協定店届出書の記載事項のうち法人名、屋号若しくは商号、主たる事務所の所在地、対象店舗の名称又は対象店舗の所在地に変更が生じた場合は、速やかにエコ・アクションパートナー協定店変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、必要に応じ、表示証を再交付するものとする。

3 締結事業者は、前項の規定により表示証の再交付を受けたときは、速やかに従前の表示証を市長に返還しなければならない。

（協定の解除）

第8条 市長は、締結事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、協定を解除することができる。

(1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) この要綱及び協定に違反したとき。

(3) 協定の解除を申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が協定を解除する必要があると認めたとき。

2 前項第3号の規定による協定の解除の申出は、エコ・アクションパートナー協定店辞退届出書（様式第3号）を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、第1項の規定により協定を解除するときは、エコ・アクションパートナー協定店解除通知書（様式第4号）により締結事業者に通知するものとする。

4 第1項の規定により協定を解除された締結事業者は、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

（協定の有効期間）

第9条 協定の有効期間は、当該協定の締結の日から2年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに市又は締結事業者から更新しない旨の意思表示がなされないときは、当該協定は同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

（広報活動）

第10条 市長は、締結事業者をエコ・アクションパートナー協定店として市民に周知するよう、その広報活動に努めるものとする。

（実施報告）

第11条 締結事業者は、エコ活動の取組の結果を定期的に市長に報告するものとする。

2 前項の規定による報告は、エコ活動実施結果報告書（様式第5号）により行うものとする。

（調査）

第12条 市長は、締結事業者のエコ活動の取組の結果を把握するため、必要に応じて調査を行うことができる。

（評価）

第13条 市長は、締結事業者のエコ活動の取組の結果を評価し、及び分析し、より効果的な方策を講じるよう努めるものとする。

（表彰）

第14条 市長は、この要綱の目的に照らし、エコ活動その他の環境活動に顕著な功績のあった優良な締結事業者を表彰することができる。

(電子情報処理組織による届出等)

第15条 第3条、第7条第1項及び第8条第2項の規定による届出並びに第11条第1項の規定による報告については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項から第3項までの規定を準用する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱の改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱の改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱の改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



## エコ活動の内容

実施している活動内容について、下表の左欄に○を付けてください。

第2条第1号関連 簡易包装を推進する活動	
	包装材等の軽量化・簡素化
	レジ袋の辞退者への特典制度
	マイバッグ又はマイバスケットの利用の推進
	使用袋のサイズの適正化
	食品トレイの使用量の削減
	ばら売り、量り売り等の商品の拡大
	店内アナウンスの実施
	その他 ( )
第2条第2号関連 エコ商品及び詰替商品の取扱いを推進する活動	
	詰替商品の販売促進
	エコマーク商品、グリーンマーク商品及びリターナブル容器使用商品の販売促進
	その他 ( )
第2条第3号関連 容器包装等の自己回収を推進する活動	
	食品トレイ、紙パック等の容器の店頭回収 【回収品目及び昨年度の回収量】
	デポジット制の導入
	その他 ( )
第2条第4号関連 その他のエコ活動	
	事業者が独自で行うエコ活動 具体的に ( )

年 月 日

（あて先）岐阜市長

エコ・アクションパートナー協定店変更届出書

法人名、屋号又は商号  
主たる事務所の所在地  
代表者氏名  
電話番号  
対象店舗の名称

岐阜市エコ・アクションパートナー協定に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	<input type="checkbox"/> 法人名、屋号又は商号 <input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地 <input type="checkbox"/> 対象店舗の名称 <input type="checkbox"/> 対象店舗の所在地
事実発生日	年 月 日
変更内容	

年 月 日

（あて先） 岐阜市長

法人名、屋号又は商号  
主たる事務所の所在地  
代表者氏名  
電話番号

エコ・アクションパートナー協定店辞退届出書

岐阜市エコ・アクションパートナー協定に関する要綱第8条第1項の規定により、エコ・アクションパートナー協定を解除したいので、同条第2項の規定により申し出ます。

辞退店舗 の名称	
辞退理由	<input type="checkbox"/> 店舗の統廃合 <input type="checkbox"/> 廃業 <input type="checkbox"/> その他  [ ]

様式第4号（第8条関係）

<p style="text-align: right;">岐阜市 第 号 年 月 日</p> <p>法人名、屋号又は商号</p> <p>代表者名 様</p> <p style="text-align: right;">岐阜市長</p> <p style="text-align: center;">エコ・アクションパートナー協定店解除通知書</p> <p>岐阜市エコ・アクションパートナー協定に関する要綱第8条第1項の規定により、 エコ・アクションパートナー協定を解除します。</p>	
解除店舗 の名称	
解除理由	



エコ活動実施結果報告書

（活動期間 月 ～ 月）

店舗の名称		
連絡先	電話番号	
	担当者名	

1 実施したエコ活動内容について、下表の左欄に○を付けてください。

第2条第1号関連 簡易包装を推進する活動	
<input type="checkbox"/>	包装材等の軽量化・簡素化
<input type="checkbox"/>	レジ袋の辞退者への特典制度
<input type="checkbox"/>	マイバッグ又はマイバスケットの利用の推進
<input type="checkbox"/>	使用袋のサイズの適正化
<input type="checkbox"/>	食品トレイの使用量の削減
<input type="checkbox"/>	ばら売り、量り売り等の商品の拡大
<input type="checkbox"/>	店内アナウンスの実施
<input type="checkbox"/>	その他（ ）
第2条第2号関連 エコ商品及び詰替商品の取扱いを推進する活動	
<input type="checkbox"/>	詰替商品の販売促進
<input type="checkbox"/>	エコマーク商品、グリーンマーク商品及びリターナブル容器使用商品の販売促進
<input type="checkbox"/>	その他（ ）
第2条第3号関連 容器包装等の自己回収を推進する活動	
<input type="checkbox"/>	食品トレイ、紙パック等の容器の店頭回収
<input type="checkbox"/>	デポジット制の導入
<input type="checkbox"/>	その他（ ）
第2条第4号関連 その他のエコ活動	
<input type="checkbox"/>	事業者が独自で行うエコ活動 具体的に （ ）

2 （ 年度）月別レジ袋辞退率及び食品トレイ回収量  
色付食品トレイの回収（ 実施している ・ 実施していない ）

	レジ袋辞退率	食品トレイ回収量		レジ袋辞退率	食品トレイ回収量
4月	%	kg	10月	%	kg
5月	%	kg	11月	%	kg
6月	%	kg	12月	%	kg
7月	%	kg	1月	%	kg
8月	%	kg	2月	%	kg
9月	%	kg	3月	%	kg

※レジ袋辞退率の算出例

（レジ清算客数－レジ袋販売枚数÷1人平均販売数）÷レジ清算客数×100

※食品トレイ回収量については、測定された数値を記入してください。